川崎市公告第1383号

令和８年度プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募について、次のとおり公告します。

令和８年１１月２日

川　崎　市　長　　福　田　紀　彦

１　対象物件

物件番号	名称	所在地 地番（住居表示）	面積 （㎡）
1	夢見ヶ崎動物公園	幸区南加瀬１丁目 226-1 ほか （幸区南加瀬１－２－１）	1131.41
2	日吉合同庁舎駐車場	幸区南加瀬１丁目 185－６ （幸区南加瀬１丁目７番 17 号）	312.75
3	日吉合同庁舎臨時駐車場	幸区南加瀬１丁目 229－５ほか （　　－　　）	1,206.35

※詳細は別紙図面を参照してください。許可及び貸付範囲は実状によるものとします。

２　応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 「令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」(以下「本公募要項」という。)に定める条件及び法令を遵守し、「駐車場事業者自らが対象物件を自動車の時間貸駐車場施設として、許可及び貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

(6) 過去３か年間において、官公庁の駐車場運営の実績を有していること。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第２条第１号に規定する暴力

団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

３　許可及び貸付に関する条件

(1) 期間

許可及び貸付期間は、令和１０年２月１日から令和１５年１月３１日までの５年間です。駐車機器の設置及び撤去にかかる期間は、許可及び貸付期間に含めるものとします。

(2) 許可及び貸付条件

ア　物件番号１【夢見ヶ崎動物公園】

駐車場事業者は、前記１「対象物件」物件番号１について、公募要項等に基づき、川崎市と条件面や管理運営内容を再確認し、許可条件を確定した上で、協定書を締結し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条第１項の規定に基づく設置管理許可を得るものとします。

イ　物件番号２【日吉合同庁舎駐車場】

駐車場事業者は、前記１「対象物件」物件番号２について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく賃貸借契約を締結するものとします。

ウ　物件番号３【日吉合同庁舎臨時駐車場】

駐車場事業者は、前記１「対象物件」物件番号３について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の５第１項の規定に基づく賃貸借契約を締結するものとします。

(3) 提案額（手数料、使用料並びに貸付料）

提案額については、各年度の年額（各駐車場毎に記載）を提示してください。市が発行する納入通知書により、毎年度当初に指定する期日までに納入していただきます。

なお、物件１については、川崎市都市公園条例第１０条に基づく許可手数料及び同条例第１２条第１項に基づく使用料として取り扱います。また、物件番号２及び物件番号３については、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とします。

(4) 経費の負担

駐車場の設計、整備、運営、維持管理（光熱水費・通信費含む）及び修繕に係る費用は、手数料、使用料並びに貸付料とは別に、駐車場事業者の負担とします。なお、駐車場事業者は、駐車場及び付属する設備、機器の改修等を行うときは、事前に市の承認を得るものとします。

(5) 物件の用途指定

対象物件は、前記２(5)の駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません（時間貸し以外の運営はできません。）。

(6) 禁止事項

ア　前記(5)に規定する指定用途以外の用途に供することはできません。

イ　対象物件に建物を建築することはできません。

ウ　対象物件を第三者に転貸することはできません。

エ　本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(7) 実地調査等

前記(5)及び(6)の履行を確認するため、市が対象物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、駐車場事業者は必ず市に協力しなければなりません。

(8) 資料の提出等

ア　駐車場事業者は、翌月１０日（土日祝の場合は翌営業日）までに、次の資料をデータ（任意形式）で提出すること。なお、市はこれを公表できるものとします。

① 事故の発生や苦情等のトラブル

事故や苦情等のトラブルが発生した際には、速やかに市に報告を行うこと。

② 所要時間無料出庫台数（日別・駐車場別）

③ １時間無料出庫台数（日別・駐車場別）

④ 入出庫台数（日別・駐車場別）

⑤ 稼働率（時間帯別・駐車場別）

稼働率とは、毎時点における駐車台数を車室の数で割った値をいいます。

⑥ 駐車時間ごとの出庫台数（駐車場別）

⑦ 駐車場全体の売上、経費及び収益

イ　駐車場事業者は、毎年１回、駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後、４月３０日までに、市に提出してください。なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ　市が会議や打ち合わせへの出席及び現地立ち合いを求めたときは、駐車場事業者

は必ず市に協力するものとします。

エ　川崎市情報公開条例に基づく開示請求、市議会、監査、オンブズマン等から情報提供の要請を受けた場合には、駐車場事業者は迅速・誠実に対応するものとし市に協力するものとします。

オ　市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に対象物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は駐車場事業者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(9) 違約金

前記(5)～(7)又は(8)ア、イ、エの条件に違反した場合には、各年度の提案額（手数料、使用料並びに貸付料の総額（各年度の基本貸付料（年額）の総額）の１００分の３０に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(10)連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てること。

ア　市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。

イ　年額２６０万円以上の所得又は公簿価格２００万円以上の固定資産を有しており、かつ、本件の基本貸付料（年額）以上の年額所得又は固定資産（公簿価格）を有していること。

ウ　国税又は市税の未納がないこと。

エ　連帯保証人に関する書類を提出すること。

(11)契約保証金

駐車場事業者は、物件番号２及び物件番号３について、地方自治法施行令第１６７条の１６に基づく契約保証金を市に支払うものとします。契約保証金の額は、川崎市契約規則第３２条第１項に基づき、貸付料総額の１００分の１０以上の額とします。

契約保証金は本件契約期間が満了したとき、対象物件の原状回復を確認後、駐車場事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、駐車場事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属することになります。

(12)物件の引渡しと返還

物件は現況有姿の状態で引渡しますので、許可及び貸付期間が終了したときは、協議の上定めた状態にて、返還してください。ただし、許可及び貸付期間の満了前に、次の許可及び貸付期間にも引き続き使用することが明らかになったときは、対象物件を原状に回復することなく、使用することができます。

また、引渡し後に駐車場事業者が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に係る図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出してください。

(13)緊急対応

駐車場事業者は、許可及び貸付期間開始前までに、災害等の緊急事態発生時における連絡体制を市に提出するものとし、緊急事態発生時は市の指示に従って対応に協力するものとします。

4　応募の手続き等

(1) 基本的な考え方

ア　本公募要項の内容に基づいて「駐車場事業」を行うことを条件に、対象駐車場を使用する者（駐車場事業者）を公募します。

イ　駐車場事業予定者の選定に当たっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の有料時間貸駐車場の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を駐車場事業予定者として決定し契約をします。次に優れた評価を得た応募者を次点者とし、駐車場事業予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。（評価内容により次点者を定めない場合があります。）

(2) 応募の手続き

ア　公募要項の配布：令和８年１１月２日（月）から１１月３０（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

公募要項は、ホームページアドレスにおいて、ダウンロードできます。

また、川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所（応募申込書類等受付場所）においても配布します。

イ　受付期間：令和８年１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

受付場所：川崎市幸区南加瀬１－７－１７
川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所
電話　０４４－５９９－１１２１（直通）

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。

また、申込前に、必ず対象物件と関係法令を確認してください。**現地調査を行う場合は、次の点に御留意ください。**

① 平日のみならず、土・日曜日であっても、事前に庁舎管理者に連絡すること。

② 調査・確認にあたっては利便や安全確保に配慮し車室を占用する、あるいは車両通行の妨げになることがないよう十分に留意すること。

③ 上記のことについて、実際に調査・確認を行う担当者にも周知の徹底を図ること

(3) 質疑書の受付

本公募要項に関する質疑は、質疑書により受付します。

質疑書を提出できる者は応募者に限り、提出方法については、Ｅメールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

受付期間	令和８年１２月１日（火）から１２月１４日（月）まで 受付時間　午前９時から午後４時まで （正午から午後１時までを除く。）
受付場所	川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所 電話０４４－５９９－１１２１（直通） Ｅメールアドレス 63hiyosi@city.kawasaki.jp

(4) 質疑書に対する回答

令和９年１月１２日（火）までに、Ｅメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

(5) 企画提案書類の受付

応募者は、企画提案書類を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

提出書類	企画提案書類（詳細は１９ページを参照）
受付期間	令和９年１月１３日（水）から令和９年２月５日（金）まで 受付時間 午前９時から午後４時まで （正午から午後１時までを除く。） ※提案書類の内容変更等は、上記の期間内に限り行うことができます。

受付場所	川崎市幸区南加瀬１－７－１７ 川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所 電話　０４４－５９９－１１２１（直通）
留意事項	①　上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ②　提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。 ③　提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。 ④　応募に要する費用は、応募者の負担とします。 ⑤　事業計画書についてはＡ４片面、５枚以内で作成してください。（駐車場のレイアウト図は枚数に含みません。）

５　駐車場事業予定者の選定等

(1) 駐車場事業予定者の選定方法

応募者の中から、市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、駐車場事業予定者及び次点者を決定します。(評価内容により次点者を定めないことがあります。)

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和９年２月中を予定しています（日時については後日連絡します。)。本公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、駐車場事業条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア　本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ　企画提案書類の内容が、公募要項（７(5)企画提案書類の受付）に示す要件を満たしていない場合

ウ　企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 駐車場事業予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

駐車場事業予定者は、令和９年２月に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。なお、決定した駐車場事業予定者等については公表する予定です。

(6) 駐車場事業予定者の決定の取り消し

次の場合には、駐車場事業予定者としての決定を取り消します。

ア　駐車場事業予定者の決定から契約締結までの間に、駐車場事業予定者について資金事情の変化等により駐車場事業の運営実施の履行が確実でないと市が判断した場合

イ　著しく社会的信用を損なう等、駐車場事業予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ　駐車場事業予定者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ　駐車場事業予定者が本件協定及び契約を締結しない場合

６　協定及び契約の締結

市と駐車場事業予定者は令和９年４月以降に協定及び契約を締結します。駐車場事業予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約等の締結にあたり特記仕様書の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約等締結に関して必要な費用は、駐車場事業者の負担となります。

なお、駐車場事業予定者が本件契約等を締結しない場合、駐車場事業予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第２条に基づき、今後３年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

７　その他

(1) 詳細は、公募要項をご覧ください。

(2) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(3) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、都市公園法、地方自治法施行令、都市公園条例、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

(4) 駐車場に設置する案内看板、満空表示が広告物に該当する場合は、川崎市屋外広告物条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号）により、川崎市建設緑政局道路管理部路政課の指導を受ける必要があります。

詳しくは建設緑政局道路管理部路政課ホームページをご覧ください。

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-7-2-0-0-0-0.html

(5) 市内における駐車場管理者は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めなければなりません。

(6) 本公募要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒２１２－００５５ 川崎市幸区南加瀬１－７－１７

川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所

電話　０４４－５９９－１１２１（直通）